介護老人保健施設美野里重要事項説明書

令和８年８月１日現在

１．施設の概要

（１）　施設の名称等

法人名	医療法人　明精会
施設名	介護老人保健施設美野里
開設年月日	平成１０年　６月１６日
所在地	福島県会津若松市北会津町東小松字南古川１２番地
電話番号	０２４２－５６－５０００
ファックス番号	０２４２－５６－５００４
管理者名	医　師　　岩　松　　宏
介護保険指定番号	介護保健施設（０７５２４８５０１１号）

（２）　介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く在宅での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、在宅復帰の場合には、退所時の療養環境の調整および退所後の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

「安心で快適な、明るく希望のある施設づくり」　―― 自立と生きがい ―― の実現をめざして、悦びと情熱とゆとりをもって、地域の方々と共に、お年寄りやその家族がいきいきと暮らせるように支援していくことを目的としています。

２．介護保険証の確認

ご利用者の介護保険証・後期高齢者医療被保険者証・健康保険証を確認させていただきます。

３．ケアサービス

施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・家族の希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくようになります。

医　　療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介　　護：施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

４．施設の職員体制

各職員の配置は、定数或いは定数以上を配置いたします。

	定　　数	業　務　内　容
施設管理者	1	施設での管理・運営
医師	1	利用者への医学的管理
看護職員	10	医療を含む管理
介護職員	28	利用者の介護
薬剤師	1	調剤指導者等の指導
理学療法士	2	理学療法とリハビリテーション指導
作業療法士		作業療法によるリハビリテーション指導
言語聴覚士		言語療法によるリハビリテーション指導
管理栄養士 栄養士	1	適切な献立、栄養指導 食事の提供、管理
調理員	4	利用者への適切な調理
支援相談員	1	相談業務
介護支援専門員	1	ケアプラン作成
事務員	2	施設管理と事務一般

夜間は、施設の職員５名体制で対応いたします。

（看護職員２名と介護職員３名または看護職員１名と介護職員４名で対応いたします）

５．入所定員等

① 定　員　　１００名

② 療養室　　個室　６室　　２人室　３室　　４人室　２２室

（個室　３０３、３０５号室の特別料金は除きます。）

６．サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事　　朝食　　７時３０分から

昼食　　１２時００分から

夕食　　１８時００分から

※食事は食堂でおとりいただいておりますが、心身の状態によっては、ご希望により居室でとっていただくこともできます。

心身の状態によっては、ご希望により食事時間をずらすこともできます。

③ 入浴　週に最低２回、一般浴槽、特別浴槽で対応し利用者の入浴の介助をいたします。

④ 看護・医学的管理の下の介護

⑤ 退所及び退所時の支援

３ヶ月ごとに心身の状態等を見直しし継続・退所の判定会により判定します。

在宅生活、在宅介護サービスへの指導・支援をいたします。

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 理容サービス（毎週月曜日に実施します）

⑨ 行政手続の代行

７．利用料金

（１）　基本料金は、介護報酬の告示上の額のうち、負担割合証に記載された割合となります。以下は１割負担の場合の金額ですので、詳細は利用料金表をご参照ください。

①　施設利用料（介護保険制度では、要介護認定等による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの額です）

	従来型個室	多床室
要介護１	７１７円	７９３円
要介護２	７６３円	８４３円
要介護３	８２８円	９０８円
要介護４	８８３円	９６１円
要介護５	９３２円	１，０１２円

②　上記の利用料金に次の内容による加算が加算されます。

Ａ　在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）

施設利用料金に１日につき５１円加算されます。

Ｂ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

施設利用料金に１日につき２２円加算されます。

Ｃ　夜勤職員配置加算

施設利用料金に１日当たり２４円加算されます。

Ｄ　初期加算（Ⅱ）

施設に入所した日から起算して３０日以内の期間について、１日につき３０円加算されます。

Ｅ　短期集中リハビリテーション実施加算

（Ⅰ）入所日から３月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、入所時及び１月に１回以上 ADL 等の評価を行いその情報を厚生労働省に提出、必要に応じリハビリテーション計画を見直した場合、１日につき２５８円加算されます。

（Ⅱ）入所日から３月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合、１日につき２００円加算されます。

Ｆ　入所前後訪問指導加算

（Ⅰ）入所期間が１月を超えると見込まれる者の入所予定日前３０日以内又は入所後７日以内に退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に、入所中１回を限度として４５０円加算されます。

（Ⅱ）入所期間が１月を超えると見込まれる者の入所予定日前３０日以内又は入所後７日以内に退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に、入所中１回を限度として４８０円加算されます。

Ｇ　退所時等支援加算は、Ｇ－１～Ｇ－４について加算されます。

Ｇ－１　試行的退所時指導加算

退所が見込まれ入所期間が１月を超える入所者の居宅への試行的な退所時に、当該入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、試行的な退所を行った月から３月の間に限り入所者１人につき１月１回を限度として４００円加算されます。

Ｇ－２　退所時情報提供加算

（Ⅰ）居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して紹介する際、同意を得て入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者１人につき１回に限り５００円加算されます。

（Ⅱ）医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して紹介する際、同意を得て入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合、入所者等１人につき１回に限り２５０円加算されます。

Ｇ－３　入退所前連携加算

（Ⅰ）（イ）入所予定日前３０日以内又は入所後３０日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携し、入所者の同意を得て退所後居宅サービス等の利用方針を定めます。

（ロ）入所者の入所期間が１月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業所に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等の利用に関する調整を行います。

上記、（イ）及び（ロ）の要件を満たした場合、入所中１回に限り６００円加算されます。

（Ⅱ）入退所前連携加算（Ⅰ）の（ロ）の要件を満たした場合、入所中１回に限り４００円加算されます。

Ｇ－４　訪問看護指示加算

入所者の退所時に、医師が指定訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合、入所者１人につき１回を限度に３００円加算されます。

Ｈ　緊急時施設療養費は、入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われた医療行為について、Ｈ－１、Ｈ－２により加算されます。

Ｈ－１　緊急時治療管理

入所者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、処置等を行ったときに、１月に１回、連続する３日を限度に、１日につき５１８円加算されます。

Ｈ－２　特定治療

リハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第１章及び第２章に定める点数に１０点を乗じて得た額を算定します。

Ｉ　所定疾患施設療養費（Ｉ）

肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪により治療が必要な状態となり、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合は、月１回連続７日を限度として１日につき２３９円加算されます。

Ｊ　口腔衛生管理加算（Ｉ）

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月２回以上行うとともに、入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行っている場合は、１月につき９０円加算されます。

Ｋ　療養食加算

医師の指示に基づく療養食を提供した場合は、１日につき３回を限度として１回につき６円加算されます。

Ｌ　経口移行加算

経管により食事を摂取されている方の経口摂取を進めるための経口移行計画を作成し、医師の指示に基づく栄養管理及び支援を行った場合は、計画が作成された日から１８０日以内の期間に限り１日につき２８円加算されます。

Ｍ　経口維持加算

Ｉ　経口で食事を摂取されているが著しい誤嚥が認められる方の食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成し栄養管理を行う場合は、１月につき４００円が加算されます。

Ⅱ　協力歯科医療機関を定め上記Ｉの加算を算定し、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、１月につき１００円が加算されます。

Ｎ　ターミナルケア加算

医師が医学的管理に基づき回復の見込みがないと判断し利用者のターミナルケアに係る計画を作成し実施した場合に加算されます。

死亡日以前３１日以上４５日以下	１日につき	７２円
死亡日以前４日以上３０日以下	１日につき	１６０円
死亡日前日２日又は３日	１日につき	９１０円
死亡日	１日につき	１，９００円

Ｏ　再入所時栄養連携加算

当施設に入所後、病院または診療所に入院し退院後、再度当施設へ入所の際、必要となる栄養管理について当施設の管理栄養士が当該病院または診療所の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合、１回につき２００円を加算します。

Ｐ　安全対策体制加算

研修を受けた職員を配置し組織的に安全対策を実施する体制を整備していることから入所時に１回、２０円が加算されます。

Q　介護職員等処遇改善加算　Ⅰロ

１月の介護報酬の９７／１０００が加算されます。

R　科学的介護推進体制加算（Ⅰ）

科学的介護情報システム（LIFE）を活用しデータを提出することで、１月につき４０円加算されます。

S　リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）

リハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し必要に応じて計画の内容を見直す等、リハビリテーション実施にあたり適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、１月につき（Ⅱ）３３円加算されます。

T　退所時栄養情報連携加算

管理栄養士が退所先の医療機関等に対して入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合、１月につき１回を限度として 70 円加算されます。

U　協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で同意を得た利用者の方の病歴等を共有し定期的に会議を実施、急変時などに対応できるよう連携することで、1 月につき 100 円が加算されます。

V　高齢者施設等感染対策向上加算

（Ⅰ）第二種協定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を行う体制を確保し、職員が医療機関等が行う院内感染対策に関する研修や訓練に参加、指導や助言を受け適切に医療が提供される体制を確保することで、1 月につき 10 円加算されます。

（Ⅱ）第二種協定医療機関との間で 3 年に 1 回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けた場合、1 月につき 5 円加算されます。

W　生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

生産性向上委員会を 3 ヶ月に 1 回以上開催し、利用者の皆さんの安全及び質の確保について検討を行い、介護機器の活用を行うことで業務分担の明確化、高率化及びケアの質の確保、職員の負担軽減に取り組みます。その実績について毎年度厚生労働省へ報告させていただくことで 1 月につき 10 円加算させていただきます。

③　外泊の場合は、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて１日につき３６２円となります。ただし、１月に６日を限度とします。

④　退所が見込まれる入所者が居宅へ試行的に退所した際に、当施設が居宅サービスを提供した場合は、試行的退所初日と最終日以外は上記料金に代えて１日につき８００円となります。ただし、１月に６日を限度とします。

⑤　居住費

従来型個室	１日につき	１，７２８円
多床室	１日につき	４３７円

⑥　食費　　１日につき　　１，８００円

※食事形態が「刻み食」・「ソフト食」となった場合、１食当たり 50 円が加算されます。

※居住費、食費については課税状況により３段階の軽減措置があります。

これを受けるには、市町村へ申請し、認定を受けて下さい。

＜特定入所者介護サービス費＞

			世帯全員が市町村民税非課税者		
基準費用		１段階	２段階	３段階①	３段階②
		生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	合計所得金額と非課税及び課税年金収入額が 82.65 万円以下の方	合計所得金額と課税及び非課税年金収入額が 82.65 万超～120 万円以下の方	合計所得金額と課税及び非課税年金収入額が 120 万円を超える方
滞在費	従来型個室 １７２８円	５５０円	５５０円	１，３７０円	１，４７０円
	多床室 ４３７円	０円	４３０円	４３０円	４３０円
食費 １，５４５円		３００円	３９０円	６８０円	１，４２０円

（２）　その他の料金

①　特別室利用料（１日当たり）

個室Ａ（１１１、１１２号室）　　１，１００円（税抜　１，０００円）

個室Ｂ（１０８、１１０号室）　　８８０円（税抜　　８００円）

②　電気料

持込使用電気製品	種　類	日　額	月額換算	内　訳
	テレビ	５３円	１，５９０円	
	ラジカセ	５３円	１，５９０円	
	電気毛布	５３円	１，５９０円	
	タブレット	５３円	１，５９０円	

※月額換算は、１月を３０日として計算したモデル事例です。

③　理髪料　　２，２００円（直接お支払い下さい）

④　教養娯楽費（クラブ活動をご希望される方、選択制です。）

習字クラブ　　１６０円　１回につき

園芸クラブ　　１６５円　１回につき

手芸クラブ　　２００円　１回につき

（３）　利用料については、介護報酬の告示上の額とし、告示の変更があった場合は、その都度修正いたします。

（４）　支払い方法

①　毎月１０日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の２０日までにお支払い下さい。

②　お支払い方法は、現金及び銀行振込、又は預金口座振替（郵便局、銀行他）の方法があります。入所契約時にお選び下さい。

（5）　被保険者が介護保険料の滞納等によって支払い方法の変更を生じている間は、償還払いとし、施設に対し全額を支払い、サービス提供証明書と領収書を保険者である市町村役場に提出して下さい。

８．緊急時の対応及び協力医療機関等

緊急時の対応として、

（1）施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断より対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

（2）施設は、利用者に対し、施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

（3）前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、施設は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

協力医療機関

１　名　称　　竹田綜合病院
　　住　所　　会津若松市山鹿町３番２７号
２　名　称　　医療法人明精会　会津西病院
　　住　所　　会津若松市北会津町東小松２３３５番地

協力歯科医療機関

１　名　称　　医療法人明精会　会津西病院
　　住　所　　会津若松市北会津町東小松２３３５番地

９．事故発生について

（1）家族へ連絡します。

（2）市町村へ連絡します。

（3）施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

１０．施設利用に当たっての留意事項

面会・・・・・・・・・・面会は、家族との接触が大切なことから、家庭復帰をめざしており、面会はなるべく多くお願いいたします。
※感染症が流行している時は、面会を制限する場合があります。

外出・外泊・・・・・・・在宅生活訓練のために外出・外泊をおすすめします。
※感染症が流行している時はご遠慮いただく場合があります。

設備・備品の利用・・・・施設サービス計画に基づき理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護員の指導の下に使用することができます。

所持品の持ち込み・・・・最低限必要な身の回り品の持参をお願いします。

金銭・貴重品の管理・・・原則としてお預かりはいたしません。

入退所日の診察・・・・・入所日及び退所日に医療機関での診察はご遠慮下さい。

外出・外泊時の診察・・・原則としては、診察はできませんが緊急時は、施設にご連絡ください。

ペット・・・・・・・・・・人畜共通伝染病の面から、持込等はご遠慮願います。

上記以外については、係員にご相談してください。

１１．非常災害対策

防災時の対応・・・・・・自動転送システムにより消防署へ連絡。職員の自営組織により避難、消防等にあたる。

防災設備・・・・・・・・避難誘導設備（玄関ホール掲示板に掲示してあります）
防火不燃材、防火シャッター、防火戸、スプリンクラー設備

防災訓練・・・・・・・・月一回防災防火の注意、年二回消防防災避難訓練

防火管理者・・・・・・・横山　貴之

１２．注意事項

（１）施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。

（２）利用者は、施設を利用中に知り得た人の秘密を漏らしてはならない。利用後においても同様とします。

１３．要望及び苦情等の相談

施設で提供するサービスについての困りごと、苦情相談の担当者は支援相談員です。

月曜日～土曜日　　８：４５～１７：００

※ただし、日曜日・国民の祝日・年末年始１２月３０日～１月３日を除く。

支援相談員：栗田　真希　　中島　和典　　石井　千夏

電話：０２４２－５６－５０００　　ＦＡＸ：０２４２－５６－５００４

責任者：施設管理者　　岩松　宏

施設内に備えつけられた「ご意見箱」もご利用下さい。

苦情解決委員会第三者委員が解決のお手伝いをいたします。

小柴　繁徳（特定社会保険労務士）・鈴木　富士子（看護師）

あなたのお住まいの市町村介護保険相談窓口及び福島県国民健康保険団体連合会

０２４－５２８－００４０も相談の窓口になっております。

１４．個人情報保護

個人情報保護に基づいて個人情報の管理を徹底し、利用者の個人情報の取扱いについては、常に利用者の目的範囲かを確認し同意を得るものとする。情報の開示に当たっては、細心の注意を払い法の理念に則って行うものといたします。

１５．虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生、再発防止等のため、指針を整備し委員会を定期的に開催します。また、虐待を防止するための研修会を６ヶ月に１回実施し、虐待防止措置を適切に実施するために担当者を設置します。

委員長　岩松　宏（医師）

委員　　薄玲子（看介護長）鈴木智（通所リハビリテーション所長）横山貴之（事務長）

１６．身体の拘束

当施設は原則として身体拘束は行いません。但し、生命または身体を保護するため等、緊急的にやむなく行う場合は当施設医師が態様、時間、心身の状況、やむを得なかった理由を診療録に記載します。

１７．業務継続計画

当施設は感染症や非常災害の発生時において、施設サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定しており必要な措置を講じ実施いたします。

１８．口腔衛生管理

当施設は口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

１９．第三者評価事業について

当施設においては、『福島県介護保険施設サービス評価事業実地調査』を受けております。

実施日：平成１７年１０月２５日

２０．その他

事業についての詳細は、福島県情報公表システム、医療法人明精会ホームページ、施設内廊下の掲示版に掲示しています。また事務室カウンターにパンフレットを用意してありますので、ご利用下さい。

附　則

第 1 条　この重要事項説明書は、平成 10 年 06 月 01 日から施行する。
第 2 条　平成 12 年 06 月 01 日改正施行する。
第 3 条　平成 19 年 05 月 16 日改正施行する。
第 4 条　平成 21 年 01 月 05 日改正施行する。
第 5 条　平成 21 年 04 月 01 日改正施行する。
第 6 条　平成 21 年 06 月 01 日改正施行する。
第 7 条　平成 22 年 05 月 07 日改正施行する。
第 8 条　平成 24 年 04 月 01 日改正施行する。
第 9 条　平成 25 年 04 月 01 日改正施行する。
第 10 条　平成 26 年 04 月 01 日改正施行する。
第 11 条　平成 27 年 04 月 01 日改正施行する。
第 12 条　平成 27 年 08 月 01 日改正施行する。
第 13 条　平成 29 年 04 月 01 日改正施行する。
第 14 条　平成 30 年 04 月 01 日改正施行する。
第 15 条　令和 元年 10 月 01 日改正施行する。
第 16 条　令和 02 年 04 月 01 日改正施行する。
第 17 条　令和 03 年 04 月 01 日改正施行する。
第 18 条　令和 03 年 08 月 01 日改正施行する。
第 19 条　令和 03 年 10 月 01 日改正施行する。
第 20 条　令和 04 年 04 月 01 日改正施行する。
第 21 条　令和 04 年 10 月 01 日改正施行する。
第 22 条　令和 05 年 04 月 01 日改正施行する。
第 23 条　令和 05 年 10 月 01 日改正施行する。（支援相談員の変更）
第 24 条　令和 05 年 11 月 01 日改正施行する。(理髪料の変更)
第 25 条　令和 06 年 04 月 01 日改正施行する。（介護報酬改定に伴う）
第 26 条　令和 06 年 06 月 01 日改正施行する。（7,②加算内容、（2）電気料金項目追加）
第 27 条　令和 06 年 08 月 01 日改正施行する。（7.利用料金、U、V追加、⑤居住費、特定入所者サービス費変更）
第 28 条　令和 07 年 04 月 01 日改正施行する。（U 修正一部削除、13 苦情解決第三者委員変更）
第 29 条　令和 08 年 01 月 01 日改正施行する。（4.施設の職員体制（夜勤）の変更）
第 30 条　令和 08 年 04 月 01 日改正施行する。（7.②W追加、⑥食費変更、8 協力歯科医療機関変更）
第 31 条　令和 08 年 06 月 01 日改正施行する。（7.②Qの変更）
第 32 条　令和 08 年 07 月 01 日改正施行する。（13..支援相談員の変更）
第 33 条　令和 08 年 08 月 01 日改正施行する。（7.⑥の一部追加、変更）